

東下第 50 号 大石排水区大石 2 号貯留管下水道工事

特 記 仕 様 書

平成 27 年度

新潟市下水道部東部地域下水道事務所建設課

第1章 総則

1-1. 適用

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、「本特記仕様書」、「新潟市土木工事共通仕様書（最新版）」及び新潟市ホームページ内の「新潟市下水道部のページ」下水道工事関係仕様書を適用する。なお、仕様書及び本特記仕様書に示されていないものについては、下記に準拠する。

- ・新潟市下水道設計指針と解説 2011年度版 新潟市下水道部
- ・新潟市下水道管渠施設 耐震設計マニュアル（案）平成13年度 新潟市都市整備局下水道建設課
- ・下水道施設計画・設計指針と解説「前編」2009年（社）日本下水道協会
- ・下水道用設計積算要領「管路施設（開削工法）編」2010年（社）日本下水道協会
- ・下水道用設計積算要領「管路施設（シールド工法）編」2010年（社）日本下水道協会
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年（社）日本下水道協会
- ・下水道施設耐震計算例－管路施設編－2001年版（社）日本下水道協会
- ・シールド工事用標準セグメント 平成13年度版（社）日本下水道協会
- ・内水圧が作用するトンネル覆工構造計算の手引き 平成11年3月（財）先端建設技術センター編
- ・下水道シールド工事用二次覆工一体型セグメント設計・施工指針 平成21年2月東京都下水道サービス(株)
- ・下水道仮設設計マニュアル 平成14年9月 東京都下水道サービス(株)
- ・特殊人孔構造計算の手引き 平成16年 東京都下水道サービス(株)
- ・泥土加圧シールド工法 技術資料 平成23年8月 シールド工法技術協会
- ・泥土加圧シールド工法 積算資料 平成23年10月 シールド工法技術協会
- ・新刊 ずい道等建設工事における換気技術指針 平成24年 建設業労働災害防止協会
- ・トンネル標準示方書「開削工法編」・同解説 2006年（社）土木学会
- ・トンネル標準示方書「シールド工法編」・同解説 2006年（社）土木学会
- ・トンネルライブラリー第23号 セグメントの設計（改定版）2010年 土木学会
- ・土木構造物設計マニュアル 平成11年11月 建設省
- ・道路橋示方書・同解説「下部構造編」 平成24年3月（社）日本道路協会
- ・道路土工「カルバート工指針」 平成22年3月（社）日本道路協会
- ・道路土工「仮設構造物工指針」 平成11年3月（社）日本道路協会
- ・共同溝設計指針 昭和61年3月（社）日本道路協会
- ・コンクリート標準示方書・同解説 2012年（社）土木学会
- ・ヒューム管設計施工要覧 平成25年10月 全国ヒューム管協会

- ・薬液注入工設計資料 平成 26 年度版 (社) 日本薬液注入協会
- ・ジェットグラウト工法技術資料 平成 26 年度版 日本ジェットグラウト協会
- ・薬液注入工法の設計・施工ノウハウ 近代図書
- ・圧入ケーソン工法 工法技術資料

【参考 1】工事請負契約約款 第 1 条 の抜粋

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2～5 (省略)

【参考 2】新潟市土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則

1-1-2 用語の定義 の抜粋

1-1-2 用語の定義 の抜粋

1. ～2. (省略)
3. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
4. 設計図書とは、設計書、図面、仕様書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
5. 設計書とは、工事数量総括表をいう。
6. ～4.4. (省略)

1-2. 施工場所

新潟市東区新石山 3 丁目他 地内

1-3. 工 期

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日

第 2 章 共通事項

2-1. 事前調査

- (1) 受注者は、着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ、施工しなければならない。
- (2) 受注者は、施工路線の地下埋設物については、試掘等により位置及び種別等を確認し、

路面上にマーキングするものとする。なお、詳細位置等は監督員と協議しなければならない。

- (3) 施工路線の架空線について調査し、支障の有無を確認するものとする。
- (4) 施工路線の重要構造物（東北電力高圧電線，下水道管等）について調査し、支障の有無を確認するものとする。
- (5) 受注者は、立坑部及び掘進時における影響範囲を予測し、家屋等の事前調査を行わなければならない。また、施工計画に伴う影響範囲を想定し、監督員と協議しなければならない。

2-2. 工事説明会

工事請負契約を締結してから1ヶ月以内に周辺住民を対象とした工事説明会を開催するものとし、説明会資料等について監督員と契約後速やかに打合せを行うこと。

2-3. 関係機関及び地域住民との調整

- (1) 本工事施工に伴う道路・電力・水道・ガス及びN T T等の協議、及びその他必要となる関係機関（労働基準監督署，区役所等）への必要な届出、諸手続き等については、受注者において行うものとする。また、本工事施工時には、地下埋設物占有者等の関係機関との施工協議にあたり、協議に必要となる資料等を作成し、協議結果について議事録を作成するとともに監督員へ提出すること。
- (2) 工事着手前に関係機関や地域住民等に対し、工事の施工について周知、調整を行うものとし、その内容については、事前に監督員の承諾を得てから行うこと。
- (3) 工事施行にあたり地域住民等との間に紛争、苦情等が生じないよう努めるものとする。また、紛争、苦情等が生じた場合には誠意をもってその解決に当たらなければならない。

2-4. 工事中基準面および工事中座標

本工事に使用する標高は全て「東京湾平均海面（T.P）」表示とし、座標は「公共座標」を基準とする。

2-5. 工事用地

- (1) 本工事施工のための工事用地については以下のとおりであり、使用期間等については監督員の指示による。シールド線形上占有する市営住宅の角部については住環境政策課と協議済であるが、諸手続についての詳細打合わせは今後実施する。また、その他工事車両通行上必要な公有地等については、搬出入ルート選定後に協議予定とする。

用 途	場 所	面 積
作業ヤード	NO.1 立坑 (新潟市東区新石山3丁目17-8、 石山谷内中公園内)	1036 m ²
	NO.2 立坑 (新潟市東区中島1丁目16-19、 居浦公園内)	660 m ²

- (2) 工事用地には工事中における関係者以外の立入りを禁止するとともに、管理に万全を期さなければならない。
- (3) 工事用地は、工事完了後は、原則現況復旧することとし、遊具等の公園内施設、既存の樹木等を撤去又は移設する場合は、施設管理者との協議に基づいて措置するものとする。

2-6. 路面管理

- (1) 工事中の復旧跡等、工事跡等の路面については、通行車両及び歩行者に危険を及ぼさないように適切に維持管理するものとする。
- (2) 工事期間中は継続して道路地盤高を測定するとともに、その記録を整理して監督員に報告すること。なお、測定方法等については、監督員と協議すること。

2-7. 資材などの搬出入計画

資材および土砂などの搬出入の施工計画にあたっては、関連ルートの道路構造・沿道家屋のなどについて十分な調査を行い、適正ルートの選定を行うこと。

2-8. 建設副産物

本工事における再生材の利用、建設発生土の利用・搬出および建設廃棄物の搬出については、別紙「建設副産物特記仕様書」及び「施工条件明示書 II. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項、V. 再生クラッシャーランの使用に関する事項」に基づき監督員と協議すること。

2-9. 安全対策

- (1) 工事期間中は、工事現場及びその周辺の巡視等を徹底し、作業員（交通誘導員を含む）及び第三者への安全確保に努めるものとする。また、受注者は協力業者まで含めた安全管理を行わなければならないことを十分認識し、安全対策を徹底すること。
- (2) 受注者は、豪雨、暴風、出水等の影響の恐れがある場合については、天気予報等に十分注意を払い、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくとともに、日常点検及び降雨後の点検を行い、作業の安全確保と周辺地域への災害の誘発防止に努めるものとする。
- (3) 受注者は、局地的な大雨による増水に備えるため、安全管理計画を明記した施工計画書等を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員へ周知徹底を図ること。

2-10. 施工時間

施工時間については、原則、昼施工（8：00～17：00）とするが、シールド掘進時のみ昼夜間施工（昼8：00～17：00、夜20：00～5：00）とする。但し、夜間作業は場内のみでの作業とし、資器材や土砂の搬出入は禁止とする。その他、作業条件の変更や周辺地域からの要望等がある場合、別途監督員と協議を行うこと。

第3章 施工条件

3-1. 可燃性ガス対策

本工事においては、土質調査により溶存ガスが確認されているため、メタンガスの発生が想定される。この可燃性ガス対策については、施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

また、受注者は坑内作業の安全確保のため、以下の対策を行わなければならない。

- (1) 「ずい道等建設工事における換気技術指針」（建設業労働災害防止協会）を準拠し、危険度[ランクⅡ]により十分な換気対策を講ずること。

- (2) シールドマシンは防爆仕様とし、マシン後部にはエアカーテンを設置しメタンガスの坑内への流出を防止すること。
- (3) メタンガス濃度は随時測定を行うこととし、基準値以上の濃度が測定された場合は、安全衛生規則を遵守し安全対策を講じなければならない。また、管理基準値については事前に施工計画書に明記するとともに、監督員の承諾を受けること。

3-2. 基礎工

本工事における基礎は全て直接基礎であり、載荷試験などは不要とする。ただし、受注者は現地の土質がボーリング時のものと一致することを監督職員立会のうえ、確認すること。また、不一致の場合は監督員と協議しなければならない。

3-3. コンクリート工

レディミクストコンクリートの仕様は下記を標準とし、使用に当たっては事前に配合計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。また、設計図書において、旧 J I S 製品記号による表現があった場合、新 J I S 製品記号によみかえて施工すること。

種 別	使用箇所		σ_{ck} (N/mm ²)	スラン プ(cm)	最大骨 材寸法	空気量 (%)	W/C の限度 (%以 下)	セメン トの種 類
レディー ミクスト コンクリ ート	均し Co	覆工基礎 (No.1 ケーソ ン, 導水 1, 4)	18	8	25	4.5	65	BB
		人孔基礎 (No.3, 4, 7)	18	8	40	4.5	65	BB
	無筋 Co	発進坑口・支 圧壁等	18	8	40	4.5	60	BB
	鉄筋 Co	ケーソン	24	8	40	4.5	55	H
		人孔	24	8	40	4.5	55	BB
		ケーソン底版	24	8	25	4.5	55	BB
	水中 Co	ケーソン	30	18	25	4.0	50	BB

3-4. 地盤改良工

(1) 地盤改良工

地盤改良工の工法・注入率・設計基準強度等については下記を標準とし設計計上している。また、施工に当たっては事前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

改良箇所	工 法	改良材の種類	設計基準強度
No.1立坑	薬液注入工 二重管ストレナー工 法(複相)	水ガラス系溶液型 (瞬結型、緩結型)	改良粘着力 80kN/m ²
No.2立坑			
導水1路線	高圧噴射攪拌工法 二重管工法 φ1200	セメント系 (腐植土用)	一軸圧縮強度 0.3MN/m ²
導水4路線			

工法	注入時	注入比率	間隙率 ρ (%)	注入充填率 α (%)	注入率 (%)	薬液種類	適用土質
二重管ストレナー工法 (複相式)	一次注入	1	45	90	40.5	溶液型	砂質土
	二次注入	3	45	90		溶液型	砂質土

高圧噴射攪拌工法 固化剤配合 (JG-4号) 1m ³ あたり		
セメント	水	混和材
760kg	740L	12kg

(2) 薬液注入に関する水質監視

「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49.7.10建設省)に定めるところの観測井戸設置と水質検査を実施し、結果について報告するものとする。施工に当たっては事前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

(3) 六価クロム溶出試験

六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(案)」(建設省技調発第49号平成12年3月24日)によるものとする。

対象工種	検 体 数
高圧噴射工法	配合設計段階 4 検体

施工に当たっては事前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

3-5. シールド工

(1) 概要

本工事で使用するシールドマシンは、泥土圧式シールド工法とする。

機種を選定にあたっては、土質条件、地下水位、環境条件、線形、トンネル断面及び施工延長等を考慮し、耐久性、施工性及び安全性を十分検討したうえで決定しなければならない。また、施工に必要な各種検討書等を施工計画書に記述し、監督員の承諾を受けること。概要は以下のとおりとする。

- ① 推進延長 : L=2,001.21m (切羽作業工延長)
- ② シールド工法 : 泥土圧方式・防爆対応
- ③ シールド機外径 : $\phi 3,780\text{mm}$
- ④ セグメント外径 : $\phi 3,650\text{mm}$, 二次覆工省略型
- ⑤ 仕上がり内径 : $\phi 3,250\text{mm}$
- ⑥ セグメント幅 : 1.2m (標準幅), 軸方向挿入型
- ⑦ 最小曲線半径 : R=30.0m
- ⑧ 土砂搬出 : 圧送ポンプ方式
- ⑨ 土被り : 8m~11m程度

(2) 土質概要

項 目	概 要
土質区分	管渠通過部の土層は As1-1 層 (細砂, 細中砂) 及び As1-2 層 (細中砂, 粗中砂, 礫混じり粗砂, 礫混じり粗中砂)
自然水位	GL-0.88~-2.52
想定最大礫径	最大礫径 $\phi 120\text{mm}$ (= $\phi 40\text{mm} \times 3$ 倍)
メタンガス	溶存ガス 0.1vol%, 0.8vol% 確認済

(3) シールド機組立時の許容誤差

シールド機組立時の許容誤差を以下に示す。

- ・ 真円度の許容誤差 (外径=2.0~4.0m) =10mm (最大)
- ・ 本体軸方向の曲がり許容誤差 (機長=6.0~7.0m) =±12mm
- ・ 本体長さの許容誤差 (機長=6.0~7.0m) =±18mm

「2006年制定 トンネル標準示方書 [シールド工法]・同解説 P-162 参照」

(4) シールド機組立・試運転における段階確認

シールド機製作時には、下記項目を明記したシールド機設計・製作要領書を作成し、監督員の承諾を受けてから製作に着手すること。また、シールド機製作は段階確認の対象とし、工場仮組・試運転検査、現場組立検査を行うものとする。

- ・ 設計計算書
(本体構造計算、カッタービット摩耗計算書等)
- ・ 付属設備及び装置の仕様
- ・ 製作仕様及び検査要領
- ・ 製作工程
- ・ 現場搬入計画書
- ・ 工場検査計画書
- ・ その他必要事項

(5) 一次覆工

- ① シールド掘進完了後、直ちに所定のセグメントにより、目違い、段付き等のないように正確に組立てること。継手ボルトは均等に締め付け、組立時及びテール脱出後は再締めを行うこと。
- ② 第1リングの組立は、特に真円度及び計画線に対する直角性に注意し、十分な測量を実施して行うこと。
- ③ トンネルの基準線に対し、上下左右にテーパ量以上の蛇行を生じた時は、直ちにテーパセグメントを使用して補正すると共に推進ジャッキの使用法の調整を行うこと。
- ④ セグメントシール材、パッキン材、ワッシャー等の損傷、変形、異物の付着等进行检查し、異常のないことを確認した後、正確に組立てること。これらの効果が不十分な箇所については、注入止水剤等により、二次止水を行い、漏水を防止すること。なお、シール材は止水性に富み、シールドジャッキ圧力に十分耐えるものを使用すること。

- ⑤ セグメントの取扱いは慎重に行い、変形、欠損等を生じないように注意すること。
変形、欠損を生じたセグメントについては、監督員の許可なく、これを使用してはならない。なお、運搬に当たって、積み重ねをする場合、受台等を施し、セグメントの損傷が生じないようにすること。

(6) 裏込注入

- ① シールド推進に伴い、テールボイドを完全に充填し、止水及び地盤沈下の防止を目的とし裏込注入を行う。これらの設備や装置は十分現地の施工状況に適合したものを採用すること。
- ② 注入方法については、シールドジャッキ推進速度に連動した方法（同時注入方式）とし、注入量及び注入圧力の記録を必ずとること。
- ③ 注入材、注入方法についてはあらかじめ監督員の承諾を得ること。
- ④ 裏込注入の注入材は可塑状固結タイプ二液型とし、下表に示す配合を標準とし設計計上しているが、実施に当たっては配合計画を策定し、施工計画書に記載すること。

裏込め注入材 1 m³当たりの標準配合例

A液				B液
硬化剤 (kg)	助剤 (kg)	安定剤 (kg)	水 (L)	可塑剤 (L)
230	25	1.0	844	65

(7) 作泥土材

- ① 使用する作泥土材料については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。
- ② 作泥土材の材料及び配合については下表を標準とし設計計上しているが、実施に当たっては当該地盤の土質性状を十分考慮の上、配合計画を策定し、施工計画書に記載すること。

測 点	延 長 L (m)	対象土量 (m ³)	濃 度 (%)	地山 1 m ³ 当たり使用量 (ℓ/m ³)	ベントナイト 250 ヲッシュ (t)	粘 土 200 ヲッシュ (t)	水 (m ³)	適用 Bor. No.
No.0+6.950m~No. 3+6.500m	59.550	668.27	54.0	324.0	45.04	45.04	180.37	No.1
No.3+3.650m~ No.15+18.000m	251.500	2822.33	56.0	336.0	194.46	233.41	777.55	No.2
No.15+18.000m~ No.34+3.500m	365.500	4101.64	59.0	354.0	297.78	357.25	1190.71	No.3
No.34+3.500m~ No.48+4.000m	280.500	3147.77	55.0	330.0	213.10	255.60	851.79	No.4
No.48+4.000m~ No.62+10.000m	286.000	3209.49	56.0	336.0	221.13	265.42	884.21	No.5
No.62+10.000m~ No.76+16.000m	286.000	3209.49	58.0	348.0	228.84	274.73	915.99	No.6
No.76+16.000m~ No.85+18.500m	182.500	2048.02	62.0	372.0	122.68	246.17	614.00	No.7
No.85+18.500m~ No.95+3.000m	184.500	2070.46	64.0	384.0	127.95	256.74	640.81	No.8
No.95+3.000m~ No.100+8.160m	105.160	1180.11	61.0	366.0	69.51	139.49	348.13	No.9
計	2001.210	22457.58	—	—	1520.49	2073.85	6403.56	—

(8) トンネル掘削土の取り扱いについて

本工事のトンネル掘削に伴い発生する掘削土は石灰系改良材を添加および攪拌改良を場内で実施し一般残土として再利用を予定している。改良材添加量は1m³あたり27kg（泥土加圧シールド工法 積算資料 シールド工法技術協会 P-64）を想定しているが状況により監督員と協議すること。搬出時の土質性状はコーン指数 200kN/m² 以上相当の品質で管理し、第4種建設発生土としてダンプトラックでの運搬を想定している。また、搬出先は積算上、親松ストックヤードを設定しているが、他事業への流用を協議予定であり、確定次第設計変更を行うものとする。

(9) 流動化処理土

流動化処理土の配合については事前に配合試験を行い、 $qu_{28}=100\sim 300\text{kN/m}^2$ 強度を満足する配合で決定し、監督員の承諾を受けること。

(10) 坑内設備工

- ① 運搬設備は「労働安全衛生法」等に従って、安全で効率的な方法によること。
- ② 軌道及び車輛は逸走、脱線事故のないような設備とすること。
- ③ 運搬機器の大きさは、トンネル内を安全に通過できるものを選定すること。
- ④ 車輛の制動装置及び連結装置等は、常に確実な機能を有するように整備点検をすること。
- ⑤ 内燃機関は、原則としては使用してはならない。
- ⑥ 運搬設備の運転内規を定め、安全運転に努めること。
- ⑦ セグメント組立用設備器具は、セグメントの材質、形状、寸法、重量等を考慮すると共に、組立に当たっては、正確かつ容易に施工できるものにする。
- ⑧ 裏込注入設備用配管は、注入容量に適合したものとし、維持管理が容易にできるように配置すること。
- ⑨ 坑内換気設備は、坑内環境衛生が確保できる十分な能力のものを設置すること。
- ⑩ 坑内照明機器は、破損等のないような適当な防護器具を用いて設置すること。また、作業安全のため十分な照度とすること。
- ⑪ 坑内の動力配線設備は、通産省令「電力設備の技術基準」及び「労働安全衛生規則」に基づいて設置すること。
- ⑫ 坑内通信設備は、作業安全確保、坑内の工程把握、各作業箇所間の連絡を緊密にするために設置するもので、2回線以上の配線とすること。
- ⑬ 発進坑口はゴムリングを設け、地下水圧及び裏込注入圧に十分対応できる構造とする。

(11) 坑外設備工

- ① 坑外設備は、当該工事の計画工程を十分満足させる能力を持つ効率的なものとし、環境保全、建設公害を考慮したものとする。
- ② 裏込注入プラント、土砂改良プラント等は、本工区のシールド工時に適合したものを設置し、必要な能力、機能を有するものを設置すること。
- ③ 坑外電力設備は、通産省令「電力設備技術基準」に準拠すること。
- ④ 高圧電力設備は、キュービクル型機器を使用し、絶縁ケーブルを使用し、接続部は全て露出を避けること。
- ⑤ 防音壁については、計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。

セグメント標準規格表

種 別	使用区分	規格・寸法等
RCセグメント (軸方向挿入型)	直線部	外径 3650 幅 1200 厚 200
コンクリート中詰鋼製セグメント (軸方向挿入型)	急曲線 R30 部用	外径 3650 幅 300 厚 200
	急曲線 R50, 60 部用	外径 3650 幅 500 厚 200
	急曲線 R80 部用	外径 3650 幅 600 厚 200
	開口部	外径 3650 幅 1200 厚 200
	柱部甲 1	外径 3650 幅 1200 厚 200
	柱部乙 1	外径 3650 幅 1200 厚 200
	開口部甲 2	外径 3650 幅 1200 厚 200
開口部乙 2	外径 3650 幅 1200 厚 200	
可とうセグメント (軸方向挿入型)	発進部・到達部	外径 3650 幅 500 厚 200 せん断変位量 100mm 対応 軸方向伸縮量 50mm 対応

設計内水位

種 別	標 高
平常時内水位	TP-7.728m
異常時内水位	TP+1.370m

(14) セグメントシール材

セグメントシール材は水と反応して膨張する水膨張性シール材を標準とする。体積膨張率は2～3倍を標準としているが、事前にシール材の性能、成分などについて監督員の承諾を得なければならない。また、下記に示す条件と同等以上の性能及び品質を有するものを使用することとする。

基本条件

設計水圧	0.15MPa
材質・種類	水膨張性シール
貼付範囲	セグメント全周
シール溝形状	RCセグメント：溝幅 20～25mm、溝深さ 4.6mm コンクリート中詰鋼製セグメント ：溝幅 20～24mm、溝深さ 4.0mm 可とうセグメント：溝幅 20～24mm、溝深さ 4.0mm

(15) コーキング材及びバックアップ材

本工事のセグメントに用いるコーキング材及びバックアップ材については、下記に示す条件と同等以上の性能及び品質を有するものを使用することとする。

コーキング材基本条件

材質・種類	高弾性エポキシ樹脂
コーキング溝形状	RCセグメント：溝幅 12mm、溝深さ 15mm コンクリート中詰鋼製セグメント ：溝幅 32～38mm、溝深さ 16～19mm

バックアップ材基本条件

材質・種類	ポリエチレン発泡体
バックアップ材溝形状	コンクリート中詰鋼製セグメント ：溝幅 32～38mm、溝深さ 31～34mm

(16) 発進坑口

シールド機の発進坑口については、止水性を十分考慮し、地下水、土砂、裏込め注入材等の立坑内への流入を防止できる構造とすること。また、安全な施工方法を検討し、詳細については、監督員と協議の上、承諾を受けること。

(17) 導水渠接続部

導水 2 路線及び導水 3 路線接続部（将来接続部）については、コンクリート中詰め鋼製セグメント設置後の測量データを座標系にて整理し、監督員に資料を提出すること。

3-6. オープンケーソン工

(1) 圧入ケーソン

発進立坑と到達立坑の築造には圧入オープンケーソン工法を用いる。
沈設時の摩擦低減方法として、フリクションカットを用いる。
圧入設備は以下のとおりとする。

種 別	圧入反力用アンカー	圧入用油圧ジャッキ
No. 1 発進立坑	48.8m×8本	3,000kN×8台
No. 2 到達立坑	37.3m×4本	3,000kN×4台

(2) アンカー工

アンカー工の施工に当たっては、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」（地盤工学会）によるものとする。

注入材の配合は下記を標準とし設計計上している。なお、実施に当たって配合設計を行い、所定の強度が得られる事を確認できる資料を事前に監督員に提出し、承諾を受けること。

配合（1m ³ 当たり）			
普通ポルトランド セメント	水	混和剤	圧縮強度
1207kg/m ³	650kg	必要に応じ使用	18N/mm ² (kgf/cm ²)

※設計荷重：3000kN

位 置	用 途	仮 設 材
No.1 発進立坑	圧入反力用アンカー	アンカー体 (φ135mm×L48.8m×8本) PC鋼より線 φ21.8mm×7本
No.2 到達立坑	圧入反力用アンカー	アンカー体 (φ135mm×L37.3m×4本) PC鋼より線 φ21.8mm×6本

(3) コンタクトグラウト

コンタクトグラウトの配合は下記を標準とし設計計上している。なお実施に当たっては配合設計を行い、所定の強度が得られる事を確認できる資料を事前に監督員に提出し、承諾を受けること。

配合（1m ³ 当たり）			
普通ポルトランド セメント	ベントナイト #200	水	圧縮強度
500kg	35kg	827kg	3.0N/mm ² (kgf/cm ²)

(4) 水替工の濁水処理として濁水処理設備を使用すること。

ジャーテストを行い、水質基準値内であることを確認し、放流水質の維持管理を行う事。なお、濁度等の変更については別途協議とするが、処理薬品の使用量については適正と認められるものについてのみ変更の対象とする為、添加量の根拠について別途提出し監督員と協議すること。

- (5) 水替工の放流先については道路側溝を考えているが、関係機関との協議により指示に従うものとする。また、処理水の基準値に関しても同様に関係機関からの指示に従うものとする。

3-7. 現場発生土の品質管理基準及び試験方法

本工事の現場発生土については、埋戻土として再利用することを想定しており、下記の試験を行うこと。品質管理基準及び試験方法については、「下水道工事に使用する埋戻土仕様書」によるものとする。また、試験対象箇所については下記のとおりとしているが、実施に当たっては監督員と協議すること。

試験項目	頻度	対象箇所
C B R 試験 (変状土水浸)	4 箇所	①No.1 人孔部
土の粒度試験		②No.2 人孔部 ③No.3 分水人孔・No.4 排水人孔・導水渠 4 路線関連箇所 ④No.7 分水人孔及び導水渠 1 路線関連箇所

上記試験を行い良質土の品質管理基準値を満たし、埋戻土として現場発生土を使用する場合は、締固度試験を行うこと。

なお、試験は第三者機関で行うこととし、その経費は受注者の負担とします。

3-8. 雑工

2次製品の採用にあたっては、製作図またはカタログを監督職員に提出し承諾を得ること。その際、設計荷重、許容たわみ量等の条件があるものは、必要に応じて構造計算書を添付すること。

第4章 仮設工

4-1. 仮設工

本工事における仮設工は、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造などについては、受注者において十分検討し、監督員と協議するものとする。

また、受注者においても、本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。

4-2. 防音ハウス

本工事は発進立坑部に防音設備を設置し、隣接する民家や市営団地への工事に伴う騒音の発生源を防音パネルにより囲み、周辺環境を保全するものとする。

想定される各設備の騒音・振動に対して、発生源と受音点を設定し、騒音・振動対策を検討すること。

また、本設計では当該地域の暗騒音は未計測のため、対策目標値は当該地域の夜間の規制基準値に準ずるものとし、防音ハウスは下表に示す形式としている。

形式	Bタイプ
対策目標値	45 dB（騒音規制基準値）

4-3. 足場工

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省）によるものとし、足場組立てについての種類、機材性能、使用方法等については、「手すり先行工法による足場設置基準」によるものとする。なお、平成27年3月5日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）が公布され、平成27年7月1日から施工されたことから、これに合わせて、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」についても改正されたため、これを遵守すること。

4-4. 工事用電力

工事用電力（動力及び照明）及び工事用給排水設備は、受注者の責任と負担により関係法規に基づいて管理する。

第5章 共通仮設

5-1. 交通誘導員

交通誘導員の配置は下記による。

また、配置場所及び配置時間については、監督員と協議するものとする。

なお、管理者等との協議の結果、または条件変更等に伴い変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

工種	配置人員 (人/日)	延べ人数 (人・日)
No.1 発進・No.2 到達立坑及びシールド工関連	1	623
No.1・No.2 落差人孔及びNo.4 排水人孔関連	1	95
No.3 分水人孔・導水渠 4 路線関連	2	46
No.7 分水人孔・導水渠 1 路線関連	2	70
仮囲い・敷鉄板・立坑付帯工等	1	98
合計		932

第6章 安全関係

6-1. 安全・訓練

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等の視聴覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 安全・訓練等の実施状況

安全・訓練等の実施状況報告をビデオ等または、作業報告書に記録し報告するものとする。

第7章 その他

施 工 条 件 明 示 総 括 表

【工事名： **大石排水区大石2号貯留管下水道** 工事】

下記項目事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約等が発生したときは、受注者は発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件	
○ I 工 程 関 係	1 関連する別途工事あり	
	他工事名	発注機関
	制約内容	影響を受ける期間
	2 施工時期、時間、方法の制限あり	
	制約内容	影響を受ける期間
	別紙特記仕様書（第2章 共通事項2-10 施工時間）参照	
	3 関連機関協議による工程条件あり	
	機 関 名	協 議 内 容
	東区建設課	公園・道路占用
	住環境政策課	公有地占用
	水道局中央事業所	水道管移設
	東北電力	施工協議
	J R 東 日 本	施工協議
	制約内容	影響を受ける期間
	占用許可及び地元調整による	未定
占用許可及び地元調整による	未定	
水道管移設時期に関わる工程調整	未定	
施工協議内容による	未定	
施工協議内容による	未定	
4 その他（地元説明会、など）	工事請負契約を締結してから1ヶ月以内に周辺住民を対象とした工事説明会を開催するものとし、説明会資料等について市監督員と契約後速やかに打合せを行うこと。	
○ II 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり	
	処理見込時期： 区 間：	
	2 仮設ヤードの指定あり	
場 所： 使用条件： 期 間：		
○ 3 その他	別紙特記仕様書（第2章 共通事項2-5 工事用地）参照	
○ III 公害対策 関 係	○ 1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質など）	
	施工方法：騒音、振動、排出ガス	
	作業時間：	
	○ 2 家屋等の調査の必要性あり	
	方 法：下水道工事における家屋調査仕様書による	
	範 囲：当該工事路線の沿線	
○ 3 その他	別紙特記仕様書（第2章 共通事項2-1 事前調査）参照	

明示項目	施工条件			
○ IV 安全対策 関係	○ 1	交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員：別紙特記仕様書（第5章 共通仮設5-1 交通誘導員）参照 （勤務実績提出の必要有） その他施設等：		
	2	近接作業制限あり（鉄道，ガス，水道，電気，電話等） 内 容： 工法制限： 作業時間制限：		
	○ 3	その他 交通誘導警備員については，警察等関係機関との協議に伴い交通処理方法の変更等が生じた場合 や現地の状況により，これによりがたい場合は監督員と協議すること		
○ V 工事用 道路 関係	1	一般道路を搬入路として使用制限あり 搬入経路： 期 間： 使用後の処理：		
	○ 2	一般道路の道路使用 期 間：道路管理者及び関係機関との協議による 規制条件：同上 時間規制：同上		
	3	仮設道路の設置 工法指定： 用地関係： 安全施設： 使用条件：		
	4	その他		
VI 仮設備 関係	1	仮設備の指定あり		
	2	仮設備の条件指定あり		
	3	仮設構造物の転用，兼用あり 工 種： 内 容：		
	4	その他		
○ VII 残土・産業 廃棄物関係	○	別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり		
○ VIII 工事支障 物件	○ 1	占有支障物件あり（電気，電話，水道，ガス等）		
		支障物件	移設，撤去，防護等	支障対策時期
		水道管 DIPφ200	移設	未定
	2	占有物件重複施工あり 内 容：		
	3	その他		
○ IX 排水工 (濁水処理 含む)	○ 1	濁水，湧水処理等の特別な対策あり 内 容：別紙特記仕様書（第3章 施工条件3-6 オープンケーソン工）参照		

明示項目	施工条件
○ X 薬液注入 関係	○ 1 薬液注入工法あり 別紙特記仕様書（第3章 施工条件3-4 地盤改良工）及び 薬液注入工施工における仕様書（下水道HP掲載）参照
○ XI その他	1 現場発生材あり 品名： 納入場所：
	2 支給品及び貸与品あり 品名： 引渡場所：
	○ 3 品質証明の対象工事である。 新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-21による。
	○ 4 アスベスト含有建設資材の使用に関する事項 工事において、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。
	○ 5 材料指定関係に関する事項 材料名・材料規格については、参考資料で指定している。 なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。
	○ 6 リサイクル塩ビ管の使用 リサイクルの観点から積極的にリサイクル塩ビ管（新潟市認定品）の使用に努める。
	○ 7 中間技術検査の実施に関する事項 新潟市請負工事検査要綱第5条第5項に規定する中間技術検査が実施される場合は、受注者は、これを受験しなければならない。 実施時期等については、監督員と協議して行うものとする。
	○ 8 工事点検業務委託に関する事項 本市では施工体制等の確認を随時行うこととしている。 当該工事に係る確認業務について、発注者が（財）新潟市開発公社に委託して行う場合においても同様に協力しなければならない。 なお、点検中に際して、工事点検員は、身分を証明する証明書を携帯することとしている。
	○ 9 調査・試験に関する協力に関する事項 ① 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示があった場合、これに協力しなければならない。 ② 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所に対し、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ③ 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (2) 調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。 (3) 調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。
	○ 10 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置に関する事項 事故発生のときの早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。
	○ 11 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項 受注者は、工事成績評価の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工前までに所定の様式により提出することができます。

施工条件明示書

I. 公共工事の環境配慮に関する事項

- 1 業務を行う者に別紙「環境方針」を周知し、業務の各段階において環境負荷の低減に努めること。
- 2 業務に関係する環境関連法令を遵守すること。
- 3 業務の履行において、環境に関する苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応を記録し、本市担当者に報告すること。
- 4 工事箇所の現場状況を充分配慮し、自然環境の保全に努めること。
- 5 業務に使用する車両の省エネルギー運転、アイドリング・ストップ等に努めること。
- 6 施工に関して、建設廃棄物の発生抑制に努めること。
- 7 業務で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用に努め、廃棄すべき物は適正な処理を行うこと。
- 8 建設副産物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日通達)を遵守し、発生抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理を行うこと。
- 9 業務で使用する資材、機材、物品の調達は、「新潟市グリーン調達推進方針」の品目・基準を参考とすること。

－ 環境方針 －

新潟市は、日本一の大河・信濃川のほか、幾筋もの河川が流れ込む日本海に面し、ラムサール条約登録湿地の佐潟をはじめ福島潟や鳥屋野潟、そして越後平野に広がる田園地帯といった広大な水辺環境を有し、緑豊かな山々や丘陵をも抱えた自然あふれる都市です。

この豊かな自然環境を守ることはもとより、地球環境の保全にも目を向けて、新潟市では自然と人間との共生、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地球環境保全の積極的推進を基本理念とした「新潟市環境基本条例」を制定しています。この条例に基づく「新潟市環境基本計画」により、環境行政を総合的・計画的に実施するとともに、自らが大規模な事業者であることを認識し、率先して地球温暖化対策の推進を図るため「新潟市地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、事務事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ってきました。

しかし、3.11東日本大震災の発生によって我が国におけるエネルギーのあり方が大きく変わろうとしている今、安心・安全なまちづくりに向け、あらためて市民・事業者・行政が一体となって新潟市の豊かな環境の保全、そして創造に向けて取り組んでいくことが求められています。

このような取り組みを着実に推進し、人類の子孫にかけがえのない地球環境を伝承する願いを込めて、自らの力で国際規格であるISO14001に基づく環境マネジメントシステムを確立し、次の基本方針に従って、継続的な改善を進めていきます。

－ 基本方針 －

- (1) 市民や事業者の皆さまと一体となり「新潟市環境基本計画」に掲げる環境保全及び創造に関する施策や取り組みを積極的に推進します。
- (2) 事務事業活動による環境への負荷を低減し、継続的な改善を図るため、次の事項を重点的に取り組みます。
 - ① 省資源・省エネルギーを推進します。
 - ② 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。
 - ③ グリーン調達を推進します。
 - ④ 環境に配慮した公共工事を推進します。
- (3) 事務事業に関係する環境法令及びこれらに類する同意事項を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (4) すべての職員が環境方針に沿った事務事業活動に取り組むよう人材育成に努めます。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムの活動成果等を公表します。

平成25年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

Ⅱ. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、環境に配慮した公共工事の推進に留意し、併せて下記書類を提出すること。ただし、監督員が下記書類について、提出の必要がないと指示した場合は、この限りでない。

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

建設資材の搬入量または建設副産物の搬出量にかかわらず、上記計画書（実施書）を提出すること。

【データの作成方法について】

- 1) 原則、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（通称「COBRIS」という。）を利用し作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>
- 2) 「COBRIS」が利用できず、作成ソフト「アクセス」が利用できる場合は、国土交通省「建設リサイクルデータ統合システム」（通称「CREDAS」という。）により作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

3) 作成ソフト「アクセス」が利用できず、「エクセル」が利用できる場合は、「新潟市」（技術管理課）ホームページに掲げる「エクセルシート」を入手して作成のこと。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyou.html> ⇒ 「様式」

2 グリーン資材等調達実態調査表

本工事において、「新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）」（※1）により、「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（※2）に掲げる資材等を使用した場合には、調査表及び集計報告書を作成し提出すること。

【データの作成方法について】

「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（エクセルデータシート）に使用資材ごとの数量を記入して提出すること。

（エクセルシートは、上記の

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyou.html> ⇒ 「様式」

に掲載）

※1 新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）

新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」をご覧ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/kankyo/green/index.html>

※2 新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表

上記の新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」に掲載する『「特定調達品目及びその判断基準、調達目標」及び「調達実績」』に関して、年度ごとに基準や目標を定め、年度ごとの調達実績を公表しています。

3 完了時の報告

上記提出物は、工事完成後速やかに書面及び CREDAS データ若しくはエクセルデータを監督員に提出すること。

4 その他

インターネット端末を所有していない業者の方は、CD-Rなど記録媒体を持参いただければ、提出に必要な表（エクセル形式）をコピーしてお渡ししますので、監督員にご相談ください。

Ⅲ. CORINSへの登録に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-6 CORINSへの登録」を参照してください。

Ⅳ. 排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-37 環境対策」を参照してください。

V. 再生クラッシャーランの使用に関する事項

建設工事に伴い発生する建設廃材を破砕して製造する再生クラッシャーランの性状について、次のとおり規定する。なお、構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによるものとする。

1 材料

1-1 再生クラッシャーランとは、セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破砕，分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ，必要に応じてこれに補足材を加えて，所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

1-2 再生クラッシャーランは，ゴミ，泥，有機物，プラスチック，金属，ガラス，陶磁器，レンガ，瓦等を有害量含んではならない。

1-3 再生クラッシャーラン(RC-40)の最大粒径については，最大40mmと定める。

2 品質

再生クラッシャーランの品質規格ならびに品質管理については，新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1 (品質)

路盤材に使用する再生クラッシャーランの修正CBR，塑性指数は次表のとおりとする。

適用/項目	材 料	修正CBR	PI (塑性指数)
簡易舗装	再生クラッシャーラン	10% 以上	9 以下
アスファルト舗装	再生クラッシャーラン	30% 以上	6 以下

(注1) 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は，すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験(粒度は道路用砕石S-13(13~5mm)のもの)とする。

(注2) 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤再生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2 (粒度範囲)

再生クラッシャーランの粒度は[JIS A 5001] 道路用砕石の規定に準じ，粒度範囲は次表による。

ふるい目 (mm)	粒度の範囲 (mm)	
	RC-40	40~0
ふるい通貨百分率 (%)	53.00	100
	37.50	95~100
	31.50	—
	26.50	—
	19.00	50~80
	13.20	—
	4.75	15~40
	2.36	5~25

3 等値換算係数

舗装の構造設計に用いる再生クラッシャーランの等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

VI. 建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意してください。

1 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。また、その発注者用掛金収納書を工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出してください。

共済証紙の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入してください。

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めてください。

3 下請業者の加入促進

受注者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の組合加入及び共済証紙の貼り付けを促進するよう配慮してください。

また、受注者は「施工体制台帳」等の活用により当該工事の施工に関与するその他の下請業者の把握に努めるとともに、共済制度未加入業者に対しては加入勧奨するなど、制度の普及に配慮してください。

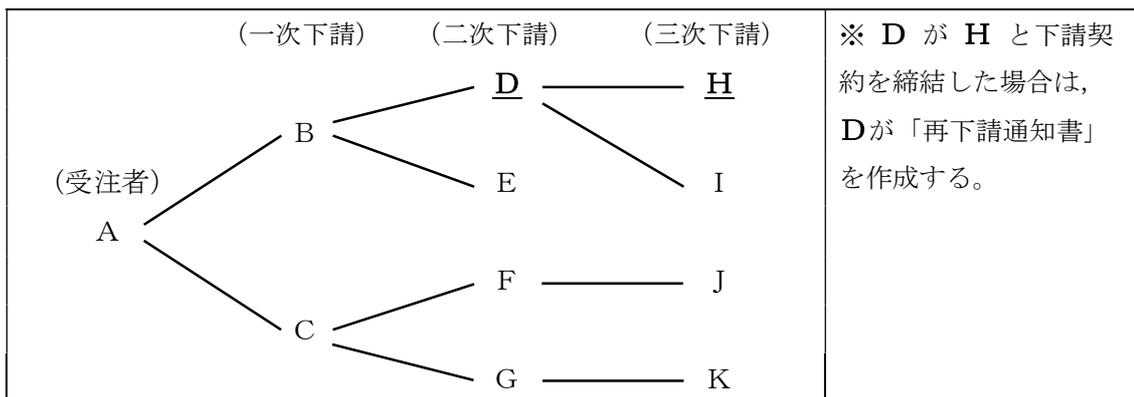
4 その他の退職金支給制度

受注者（下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。）が、従業員について退職金支給制度（中小企業退職金共済事業団の加入を含む。）を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出してください。なお、その旨が書面により確認できる場合は、上記1、2、3は除外するものとします。

VII. 下請契約に関する事項

- 1 受注者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、書面による下請契約の締結を行ってください。また、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めてください。なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。
- 2 受注者は、施工において下請契約（一次下請）を締結した場合、その下請契約先、金額等を「下請決定通知書（下請契約時提出）」に記入し、監督員に提出してください。また、市内企業を下請けに採用しなかった場合は、その理由を「下請決定通知書（下請契約時提出）」に記入してください。
- 3 受注者は、上記2の下請負者（一次下請）が再下請契約など（二次下請、三次下請以降の全ての下請を含む。）を締結した場合は、下請負者などにその下請契約先、金額等を「再下請通知書（下請契約時提出）」に記入させ、「下請決定通知書（下請契約時提出）」に添付し、監督員に提出してください。

※ 例



- 4 受注者は、上記2の下請契約（一次下請）を締結した場合は、竣工時にその内容について「竣工時下請報告書」に記入し、監督員に提出してください。

提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約係のホームページからダウンロードして、監督員（メールアドレスは監督員からお知らせします。）あてに電子メールの添付ファイル（メール及びファイル名に「竣工時下請報告書」の表題を記載してください）として送付してください。

なお、「下請決定通知書」と「再下請通知書」についても、同ホームページからダウンロードできます。また、インターネット端末を所有していない業者の方は、CD-Rなど記録媒体を持参いただければ、エクセル表をコピーしてお渡しますので、監督員にご相談ください。

Ⅷ. 市内及び県内調達に関する事項

- 1 受注者は、本工事に使用する資材について、地元資材の優先使用に努めるものとする。
地元資材のうち市内で確保できる資材は、最優先の使用に努めるものとする。
なお、地元資材とは以下に該当するものをいう。
 - (1) 県内に所在する工場で製造されたもの。
 - (2) 県内に本社・本店のある企業が製造したもの。

- 2 受注者は、地元資材以外の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先使用に努めるものとする。

建設副産物特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
加熱アスファルト混合物	密粒度 As	東区新石山 3丁目他	現場から 40km の範囲内の再資源化施設	
再生クラッシャーラン	φ 40mm	東区新石山 3丁目他	現場から 40km の範囲内の再資源化施設	

2. 建設発生土の利用

埋戻等に使用する発生土は、下記からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

新潟市指定土砂仮置場関係

施設名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考
親松ストックヤード	新潟市内	(株)丸隆建設	

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

受入施設名	親松ストックヤード		
受入場所	新潟市中央区太右衛門新田		
連絡先	(株)丸隆建設		
受入時間	AM8:30~PM5:15		
受入費用	無し		
搬出量			
備考	L=9.0km		

建設発生土改良土プラントへ土砂を搬出処理する場合、上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合において、設計変更の対象とするものではない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は下記の場所に搬出するものとしている。

搬出する廃棄物名	アスファルト	コンクリート（無筋・有筋）	ベントナイト汚泥
処理施設名	エイ・エックス(株)	(有)吉田商事 リサイクルセンター	(株)北陸ジオテック リサイクルセンター
施設所在地	新潟市東区南紫竹 1-3-56	新潟市北区太郎代 680-1	新潟市南区居宿 397-2
連絡先	025-286-6212	025-255-3614	025-371-0230
受入時間			AM8:00~PM5:00
受入費用	1,200 円/t	800 円/t	13,000 円/m ³
仮置場所の有無			
備考	L=3.3km	L=16.1km	L=18.2km

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設とが異なる場合においても設計変更の対象とはしない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 5 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は，委託契約書の写しを提出すること。
- 6 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむをえない事情により，上記の指定や条件によりがたい場合は，速やかに発注者に報告し，協議すること。

平成27年度 新潟市の公共工事におけるグリーン資材調達実施調査表

工事発注課名	
工事名	
該当資材の区分	土木

報告年月日
平成 年 月 日

		(品目分類)	(品目名)	番号	単位	基準品 調達量	非基準品 調達量	
公共 工事	資 材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	1	m ³			
			土工用水砕スラグ	2	m ³			
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	3	m ³			
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	4	m ³			
		地盤改良材		地盤改良用製鋼スラグ	5	m ³		
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	6	m ³			
			フェロニッケルスラグ骨材	7	m ³			
			銅スラグ骨材	8	m ³			
			電気炉酸化スラグ骨材	9	m ³			
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	10	m ²			
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	11	m ³			
			中温化アスファルト混合物	12	m ³			
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	13	m ³			
			再生骨材等	14	m ³			
		小径丸太材		間伐材	15	m ³		
		混合セメント	高炉セメント	16	t			
			フライアッシュセメント	17	t			
		セメント		エコセメント	18	t		
		コンクリート及びコンクリート製品		透水性コンクリート	19			
		鉄鋼スラグ水和固化材		鉄鋼スラグブロック	20			
		吹付けコンクリート		フライアッシュを用いた吹付け用コンクリート	21	m ³		
		塗装	下塗用塗料(重防食)	22	kg			
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	23	kg			
			高日射反射率塗料	24	kg			
		防水		高日射反射率防水	25	m ²		
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	26	m ³			
			再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)	27	m ²			
		園芸資材	バークたい肥	28	m ³			
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	29	m ³			
		道路照明		環境配慮型道路照明	30	カ所		
		中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック	31	m		
		タイル		陶磁器質タイル	32	m ²		
		建具		断熱サッシ・ドア	33	カ所		
		製材等	製材	34	m ³			
			集成材	35	m ³			
			合板	36	m ³			
			単板積層材	37	m ³			
		フローリングボード		フローリング	38	m ²		
		再生木質ボード	パーティクルボード	39	m ²			
			繊維板	40	m ²			
			木質系セメント板	41	m ²			
		ビニル系床材		ビニル系床材	42	m ²		
		断熱材		断熱材	43	m ³		

		(品目分類)	(品目名)	番号	単位	基準品 調達量	非基準品 調達量
公共工事	資材	照明機器	照明制御システム	44	台		
		変圧器	変圧器	45	台		
		空調用機器	吸収冷温水機	46	台		
			水蓄熱式空調機器	47	台		
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	48	台		
			送風機	49	台		
			ポンプ	50	台		
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	51	t		
		衛生機器	自動水栓	52	カ所		
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	53	カ所		
	洋風便器		54	カ所			
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	55	m ³			
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	56	台		
			低騒音型建設機械	57	台		
	工法	建設発生土有効利用方法	低品質土有効利用工法	58			
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	59			
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	60			
		舗装(表層)	路上表層再生工法	61			
		舗装(路盤)	路上再生路盤工法	62			
		法面緑化方法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	63			
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	64			
	目的物	舗装	排水性舗装	65			
			透水性舗装	66			
		屋上緑化	屋上緑化	67			

※詳細は「新潟市グリーン調達推進方針」における【判断の基準】参照

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

- (ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (イ) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (ウ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

イメージアップに関する特記仕様書

1. 本工事は、イメージアップに要する費用を計上している
 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的としており，イメージアップ経費の内容は，【別表】の各計上費目から1つ（いずれか1費目は2つ）の合計5項目を基本とする。
 発注者が実施内容を指定していない場合は，受注者が選定することとする。
 施工に際しては，この主旨をよく理解し，選択にあたっては監督員と協議し，地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更してもよい。
2. 受注者はイメージアップの実施内容及び実施期間を施工計画書に記載し，提出時に監督員と協議すること。
3. 工事完了後は，イメージアップの実施状況の写真及び実施した内容についての金額の内訳がわかる資料を提出するものとする。

【別表】

計上費目	実施する内容（率計上分）	指定	指示事項
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備		
	2. 緑化・花壇	○	
	3. ライトアップ施設		
	4. 見学路及び椅子の設置		
	5. 昇降設備の充実		
	6. 環境負荷の低減		
営繕関係	1. 現場事務所の快適化		
	2. 労働者宿舍の快適化		
	3. デザインボックス（交通誘導員待機室）		
	4. 現場休憩所の快適化	○	
	5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等		
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	○	
	2. 盗難防止対策（警報機等）		
	3. 避暑・防寒対策		
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図		
	2. 工法説明図		
	3. 工事工程表		
	4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）	○	
	5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）		
	6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営		
	7. パンフレット・工法説明ビデオ	○	
	8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）		
	9. 社会貢献		

電子納品に関する特記仕様書（工事）

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「新潟市電子納品実施要領（案）（平成25年4月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部提出するとともに、電子データとして納品した成果品以外については、従来どおり紙媒体で1部提出するものとする。
なお、「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は協議のうえ電子化の是非を決定する。
- 3 電子成果品の提出の際には、新潟市版電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 納品物の提出方法および検査方法については、別表－1を遵守しなければならない。
- 5 受注者は、新潟県 CALS システム利用料を CALS システム運營業務の受託している者に支払うこと。

【別表－１】

1. 納品物の提出方法及び検査方法について

納品物の提出方法及び検査方法については、下表のとおりとし、下表にない書類および必須以外の書類については、契約後の受発注者協議にて決定するものとする。

なお、検査における詳細な事項についても契約後の受発注者協議にて定めるものとする。

納品物		提出方法		検査方法		備 考
項 目	書 類	電子納品	紙納品	電子検査	紙検査	
施工計画	施工計画書	○	◎	×	◎	リジナルデータが、Word、Excelの場合は電子納品
工程管理	実施工程表	△	◎	×	◎	リジナルデータが、Word、Excelの場合は受注者の任意で電子納品としてもよい
納品物		提出方法		検査方法		備 考
項 目	書 類	電子納品	紙納品	電子検査	紙検査	
書類管理	工事打合せ簿	○	○	○	○	新潟県CALSシステムで電子協議を実施、又はリジナルデータが、電子データの場合は電子納品 電子納品した場合は電子検査
	段階確認書	○	○	○	○	
	材料確認書	○	○	○	○	
	履行状況報告書	○	○	○	○	
品質管理	測定結果総括表	○	○	○	○	リジナルデータが、電子データの場合は電子納品
	測定結果一覧	○	○	○	○	
	品質管理図	○	○	○	○	電子納品した場合は電子検査
	品質管理図表	○	○	○	○	
出来形管理	測定結果総括表	○	○	○	○	リジナルデータが電子データの場合は、電子納品
	測定結果一覧	○	○	○	○	
	出来形管理図	○	○	○	○	電子納品した場合は電子検査
	出来形管理図表	○	○	○	○	
品質証明	品質証明書	×	◎	×	◎	
	ミルシート	×	◎	×	◎	
	カタログ	×	◎	×	◎	
	見本	×	◎	×	◎	
	試験結果(報告)書	×	◎	×	◎	
	材料納入伝票	×	◎	×	◎	
写真管理	工事写真帳	◎	×	◎	×	電子検査用にサニナル版を紙提出する ^{注5}
	工事写真(ネガ)	◎	×	◎	×	別途、CD-Rにて提出する
	参考図	◎	×	◎	×	
図面	完成図	○	◎	×	◎	CADデータがある場合は電子納品
	出来形図	○	◎	×	◎	CADデータがある場合は電子納品

建設副産物	廃棄物マニフェスト	×	◎	×	◎	
その他	着手前写真	-	◎	◎	-	電子納品（工事写真帳）とは別に紙納品する
	竣工写真	-	◎	◎	-	電子納品（工事写真帳）とは別に紙納品する
	施工体系図	×	◎	×	◎	
	施工体制台帳	×	◎	×	◎	
	建設業退職金共済組合掛金収納書	×	◎	×	◎	
	創意工夫・高度技術関係	×	◎	×	◎	

注1) 【提出，検査方法凡例】◎：必須，○条件付き必須，△：受注者の任意，×：対象外

注2) 電子化に係わる詳細な事項については，「新潟市電子納品実施要領（案）（工事編）」による。

注3) 納品方法について，上表により電子納品及び紙納品の納品を行うものとする。

注4) 上表以外に納品物がある場合は，契約後の受発注者と協議によるものとする。

注5) サムネイル版の写真とは，多数の写真を一覧表示するために縮小された写真。なお，表示枚数は，A4版に8枚を標準とする。サムネイル版の写真撮影箇所は，「新潟市土木工事写真管理基準（案）平成20年9月」によるものとし，代表箇所を選択し印刷するものとする。

工事施工調整会議特記仕様書

1 工事施工調整会議の設置

本工事は、工事施工前における設計意図の継承と施工への反映を図るため、発注者・施工者・設計者等により構成される「工事施工調整会議」（以下、「会議」という。）の設置を予定する工事である。

2 会議の開催時期及び開催回数

工事施工前（設計図書の照査後、施工計画書作成までの間） 1回
なお、詳細な開催日程は監督員との打合せにより決定するものとする。

3 会議の出席者

本工事の現場代理人及び監理（主任）技術者が出席するものとする。
設計者は「大石排水区大石2号貯留管他実施設計委託」を担当したパシフィックコンサルタント株式会社の担当技術者が出席することとしている。
また、発注者は東部地域下水道事務所建設課長、課長補佐、雨水対策係長及び監督員が出席することとしている。

4 会議の出席に要する費用

設計者が会議の出席に要する費用は、設計者と別途契約するので本工事設計書には計上していない。
なお、受注者の費用は工事打合せに含まれるため計上しない。